

## 1 業務名

鹿児島市運転者確保広報支援業務

## 2 業務の目的

物価高騰の影響を受ける公共交通機関である民間路線バス及びタクシーの運転者不足への対応を図るため、PR動画を作成するとともに、指定のSNSでのターゲティング広告を実施し、運転者確保に向けた広報支援を行うもの。

## 3 業務の概要

### (1) 実施時期

契約締結の日から令和8年2月27日（金）

### (2) 業務内容

別紙1 仕様書のとおり

## 4 資格要件

### (1) 参加表明者の資格要件

令和7年4月1日告示第1号掲載のとおり

## 5 参加の申し込み

### (1) 参加表明書等の作成

企画提案に参加しようとする者は、次に掲げる書類をA4判縦ファイルに下記記載順に綴じ、提出するものとする。

- ① 参加表明書（様式1-1又は様式1-2）
- ② 会社概要及び受注実績表（様式2-1）
- ③ 業務実施体制、協力・連携体制（様式2-2）
- ④ 鹿児島市発行の市税に滞納がないことの証明書（告示日以降に発行されたもの。徴収猶予の適用を受けている場合は、徴収猶予の適用を証する書類。写し可）  
ただし、鹿児島市内に営業所がない場合等で、鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地発行の「市区町村税」納税証明書とする。（告示日以降に発行されたもの。徴収猶予の適用を受けている場合は、徴収猶予の適用を証する書類。写し可）
- ⑤ 税務署発行の消費税及び地方消費税納税証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可）
- ⑥ 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式3）
- ⑦ 会社法（平成17年法律第86号）に規定される会社については、商業登記簿謄本（提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可）
- ⑧ ⑦に該当する法人以外の法人については、法人登記簿謄本（提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可）
- ⑨ 印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの。原本）
- ⑩ 決算書の写し（財務諸表（貸借対照表・損益計算書・利益処分表））直近1期分
- ⑪ 令和2年度以降に官公庁発注の動画制作及びプロモーションの業務を受注した実績がある

ことを証する書類

⑫ 参考見積明細書（様式4）

(2) 注意事項

- ① 告示日現在において、鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登載されている業者は、(1)⑥から⑩までの書類の提出を省略することができる。
- ② 共同企業体にあつては、代表構成員は、(1)①から⑫までの書類を、代表構成員以外の構成員は②及び④から⑩までの書類を提出すること。

(3) 参加表明書等の提出方法等

- ① 提出方法：直接持参、郵送又は宅配便により提出すること。
- ② 提出期限：令和7年4月22日（火）午後5時15分まで（必着）
- ③ 受付時間：直接持参する場合は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）
- ④ 部 数：各1部
- ⑤ 提出場所：〒892-8677  
鹿児島市山下町11番1号  
鹿児島市企画財政局企画部交通政策課（市役所本館3階）  
（鹿児島市公共交通ビジョン協議会事務局）  
電話 099-216-1113  
FAX 099-216-1108  
電子メール ko-seisaku@city.kagoshima.lg.jp

## 6 予算上限額

本業務の上限額は、次のとおりとする。なお、金額については、予算の上限であつて契約額ではないので、留意すること。

8,000千円（消費税及び地方消費税額を含む）

## 7 企画提案書の提出

以下の項目について、別紙1仕様書を満たす内容とし、できるだけ詳細に記載するものとする。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（様式5-1、2）

(2) 企画提案書を求める項目

- ① 動画の構成（音楽のイメージも含む） ※絵コンテ等を用いて説明

- ・動画の流れ、コンセプト、インパクトの強さなど
- ・動画に使用される音楽、曲調など
- ・動画制作における、提案者ならではの強みや提案

- ② 広報戦略

- ・動画を用いたプロモーションの媒体ごとのターゲティング設定（年齢）とその考え方
- ・プロモーションに用いる媒体ごとの数値目標（広告の視認者数、クリック数など）

(3) 作成方法

- ① 提案書類は、A4縦、横書き、各1枚とする（着色可）。1枚を超えての企画提案は認めない。
- ② 体裁及び表現方法は自由とするが、文字は見やすいように10ポイント以上とする。なお、図表中の文字についてはこの限りではない。
- ③ 法人名及び法人名を推測できるような表現（社名やマーク、ロゴを含む）を記載しないこ

と。

(4) 企画提案書の提出方法等

5 (3) 参加表明書等の提出方法等と同じ。

(5) 失格条項

提案が以下の条件の一つに該当する場合には無効とする。

- ① 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- ② 本実施要領及び各様式に記載している留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ③ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- ④ 本実施要領に定められた以外の手法により、関係者に直接、間接を問わず、連絡を求めたもの。
- ⑤ その他、審査や評価の公平性に影響を与える行為があったと認められる者が作成したもの。

## 8 説明会の開催

(1) 開催日時

令和7年4月7日（月）午後2時から

(2) 開催場所

鹿児島市山下町11番1号  
鹿児島市役所西別館2階201会議室

## 9 委託業者の選定方法

審査要請者の選定については、「鹿児島市公共交通ビジョン協議会業務委託等契約業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、厳正かつ公正に行う。

なお、後述の業務委託契約予定者の特定（最終選定）の際も同様である。

(1) 審査方法

① 第1次審査

資格要件の確認、参加者の業務実績及び企画提案書の内容等により書類審査を行い、プレゼンテーション審査への参加者として5者程度を選定し、その結果を通知する。

② 第2次審査（ヒアリング）

第2次審査は、選定委員会において、企画提案書等に関するプレゼンテーション審査及びヒアリングを行い、その結果を基に総合的な評価を行い、最適な業者を特定する。第2次審査の実施日や場所、時間は、審査等の状況によって、変更となる場合がある。第2次審査の詳細な留意事項等は別途通知する。

ア 実施場所：鹿児島市役所西別館202会議室

イ 実施日時：令和7年5月7日（水）予定

ウ ヒアリング対応者：出席者は3名以内とし、総括責任者、担当予定者はできる限り出席すること。

エ ヒアリング資料：様式5-1、2のみ使用 ※追加の資料は一切認めない。

オ ヒアリング時間：提案書のプレゼンテーションを10分間、質疑応答を10分間の計20分間で行う。

(2) プロポーザル審査基準

①一次審査（書類審査）

審査項目	審査の視点	配点
参加申出者の業務実績	① 動画制作及びプロモーションの受託実績（過去5年）	5点
業務実施体制	② 業務を確実に実施できる協力・連携体制関が整っており、動画制作、SNS配信の各業務の分担等を評価	5点
企画提案の内容	③ 動画の構成・音楽などはバス・タクシー運転者確保にあたり効果が見込めるものか（インパクトの有無、長さなど）	15点
	④ SNSやテレビ配信サービスの活用方法は十分に効果が見込まれるものか。	15点
合計		40点

②二次審査（プレゼンテーション審査）

審査項目	審査の視点	配点
企画提案の内容	⑤ 上記一次審査の③について、プレゼン審査を踏まえ、より効果を見込まれるものを評価する。	15点
	⑥ 上記一次審査の④について、プレゼン審査を踏まえ、より効果を見込めるものを評価する。	15点
総合評価	⑦ 企画提案の内容、業務の実施手順を総合的に評価する。	10点
	⑧ 業務に対する意欲を感じることができ、質疑に対し、適切な回答がある。	10点
	⑨ 業務の目的、条件、バス・タクシー運転者確保の取組への理解度が高い。	10点
合計		60点

※業務委託契約予定者の特定は、一次審査と二次審査の合計で行う。

(3) 二次審査の選定結果（特定、非特定）の通知

提案内容等についてプロポーザル審査基準に基づき選定委員会において審査し、業務委託契約予定者を特定する。

また、参加表明者が1者の場合であっても選定委員会を開催し、審査の結果、提案書類の内容が仕様書を満たしていると認められ、かつ、選定委員会の各委員の採点合計の平均点が、60点（総配点の6割）以上を満たす場合に、その参加表明者を業務委託契約予定者として特定する。

選定の結果は、決定後速やかに企画提案書提出者全員へ書面をもって通知する。

なお、選定結果に関する異議の申立てや質問には一切応じない。

## 10 著作権等

- (1) 企画案に使用する音楽や写真、動画等は知的財産権に関する法律上、本市の意向に沿った使用を可能とするものであること。
- (2) ポスター、チラシ、写真又は動画等の制作物に生じる受託者及び第三者の知的財産権その他一切の権利は、市に譲渡又は市の定める利用方法（ポスター、チラシ、写真の掲載、増刷して追加掲載、テレビ放送、本市ホームページ、SNSその他インターネットへの掲載）及び期間（期間無制限）で利用可能となるよう追加の費用なく利用許諾する（第三者の権利である場合は利用許諾を得る。）こと。
- (3) 動画制作等を再委託する場合は、事前に市の承諾を得ること。

- (4) 本業務で作成する動画は、契約日以降、期間、利用媒体、利用回数において無制限に使用できることとする。
- (5) 企画提出に要した一切の費用については、提出業者の負担とする。また、提出された書類等は原則として返却しない。
- ※詳細については別紙2のとおり想定しているが、受託者が決まった段階で改めて協議するものとする。

### 1.1 企画提案競技日程

以下の日程で行うこととする。

なお、予定とあるものはおおむねの日程を示すものである。

内容	日時等
告示	令和7年4月1日(火)
企画提案競技説明会	令和7年4月7日(月) 午後2時から
質問受付	令和7年4月9日(水) 午後5時15分まで
質問回答	令和7年4月11日(金)
参加表明書提出 企画提案書提出	令和7年4月22日(火) 午後5時15分まで
参加資格決定通知 書類審査結果通知	令和7年4月25日(金)
プレゼンテーション審査	令和7年5月7日(水) 予定
プレゼンテーション審査 結果通知	令和7年5月8日(木) 予定
契約締結	令和7年5月中旬予定

### 1.2 業務の委託方法

- (1) 選定委員会で選定された企画提案競技参加者に対し、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号に基づき、当該業務を委託する(随意契約)。
- (2) 仕様書については、選定された提案を基に業務実施の具体的方法について、協議、調整を行い、作成する。なお、業務の実施にあたっては、発注者と十分協議して進めることとし、企画案に関する必要な修正については必ず応じること。
- (3) 選定された者が、告示の資格要件を満たさなくなった場合や辞退した場合又は協議が整わない場合は、契約の締結は行わない。この場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。
- (4) 契約予定金額  
予算の範囲内において、あらためて契約予定者と見積り合わせを行う。

### 1.3 質疑応答

#### (1) 質疑応答

##### ① 質問方法

質問等がある場合は、質問書(様式6)に記載し、電子メールで送付すること。

##### ② 質問受付期限

令和7年4月9日(水) 正午まで(期限厳守)

##### ③ 質問先

メールアドレス: ko-seisaku@city.kagoshima.lg.jp

#### ④ 質問回答

質問の内容とその回答を、令和7年4月11日（金）午後5時15分までに、電子メールで質問書に送付するとともに、鹿児島ホームページへ記載する。

#### 1.4 その他留意事項

- (1) 選定された企画提案書の企画提案をそのまま採用とするわけではない。
- (2) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に、参加資格要件に該当しなくなった場合は、失格とする。
- (4) 企画提案競技において虚偽又は不正があったと鹿児島市が認めた場合は、失格とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。